

|              |   |
|--------------|---|
| Title        | 不登校における制度的支援の現在：私的経験を交えて  |
| Author(s)    | 六郷, 颯志  |
| Citation     | 臨床哲学ニューズレター. 2023, 5, p. 70-77  |
| Version Type | VoR   |
| URL          | <a href="https://doi.org/10.18910/90076">https://doi.org/10.18910/90076</a> |
| rights       |   |
| Note         |   |

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 不登校における制度的支援の現在 ——私的経験を交えて——

六郷 颯志

### はじめに

現在、不登校をめぐる様々な支援制度は文部科学省を中心に整備が進められ、理念的な進歩に加えて具体的な支援策においても民間団体などを積極的に巻き込んだ充実したものとなりつつあります。しかし、他方においては、そのような支援の「制度化」が進むことによって、結果的に“取りこぼされてしまう”ものもまた少なくないように思われます。

私は中学時代の約二年半不登校状態となり、「登校したい・できない」をめぐる激しい葛藤を幾度も経験しました。その中で個人的に感じてきたのは、そうした苦悩そのものを眼差すような「支援」の不在や、そうした「支援」の実施そのものの困難性です。より踏み込んで言うならば、当時の私にとって自己の苦悩の本質とは学校生活の枠を越えた個人的次元に属するものであり、一人の「不登校生徒」として、あるいは端的に「中学生」として、何らかの支援や援助を受けるといった状況そのものに対してある種のズレと受け入れ難さを感じていました。そして、そうした状況下で私の心に触れたのは、自身の所属している組織や従事している事業などの枠を越え、個人的な関わりにおいて手を差し伸べようとしてくれた方々の存在でした。

一般化された制度の支援対象像から“こぼれる”より複雑かつ多様なニーズへの対応は、制度の枠組みそのものの中においてはしばしば困難です。また、制度による様々な規定や制限が実際の支援現場で人間関係として展開されている柔軟な実践の障害となってしまう場合もあります<sup>1</sup>。

しかし、そのようにして生じる一種の空白は、医師や教員などの専門職、あるいはボランティアスタッフなどのいわば“人間相手”のひたむきな努力や心遣いによって補填され得るものです<sup>2</sup>。あるいは、むしろそうした空白においてこそ可能な営みが存在することも考えられます。

以上のような認識の下で、私からは不登校問題とその支援制度の実相について、フォー

<sup>1</sup> 湯浅（2022）など（後述）。

<sup>2</sup> 背景は異なるが、例えば齊藤道夫『治したくない ひがし町診療所の日々』（みすず書房、2020年）で描かれているような川村医師らの「べてるの家」創設期の尽力はその一例と言えよう。

ラムの主題に照らしつつ私的経験を交えながら発表させていただきます。

## 1 不登校に対する制度的支援

### ・不登校問題

「不登校」とは、簡潔に言えば子どもが学校に登校しない・できない状態を指す言葉であり、その結果として子ども自身が被る様々な不利益への考慮から福祉支援の対象とされています。

文部科学省は年度毎に「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下、「調査」と呼称）と題し、いじめや不登校などの「指導上の諸課題」に相当する事例の統計調査を行なっていますが、その令和2年度版には「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況」を「不登校」に計上した旨が記載されています<sup>3</sup>。これはいわば日本の教育制度における実質的な「不登校」の定義であり、不登校問題に関わる様々な支援制度の「対象」の姿を示すものです。

上のような文部科学省の定義は「子どもが学校に行かない」という“状況”とそこから生じる“不利益”とに着目し、教育側から見た「社会問題」としての不登校の輪郭を描くことを意図したものとと言えますが、これに対して、例えば精神科医の齊藤万比古<sup>さいとうかずひこ</sup>は、90年代以降に「登校拒否」に代わって浸透した不登校という言葉の定義が現状ではあまりに広汎に渡っていることを指摘した上で、「学校に行けないこと」に関わる子ども自身の強い葛藤を念頭においた精神医学的な定義付けを提案しています<sup>4</sup>。

このような、一つの心理的苦悩の経験として「不登校」を考えていくという視点は、本発表が主として念頭に置いているものです。

### ・国の支援制度の大筋

現状、不登校生徒の支援における中心と呼べるのは文部科学省とその下にある学校教育制度（具体的には生徒が所属する学校）、各自治体の教育委員会が設置する公立の教育支援センターなどです<sup>5</sup>。

相馬（2022）によれば、現状、国が憲法の「教育を受ける権利」の保障を名目に実施する義務教育（通常の学校教育）の下では、「不登校や長期欠席の子どもの教育を受ける権利は十分には保障されていません」。こうした状況の中で、2016年には「義務教育の段階

---

<sup>3</sup> 文部科学省「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等指導上の諸課題に関する調査結果について」（2021年、64頁）。

<sup>4</sup> 齊藤万比古『[増補] 不登校の児童・思春期精神医学』（金剛出版、2016年、24-25頁）。

<sup>5</sup> 文部科学省（2021、前掲）によると教育支援センターは全国に1579箇所あり、同省の2016年調査でおよそ230箇所とされるフリースクールと比較しても圧倒的に数が多い。

における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下、「教育機会確保法」と呼称)が成立し、国が本格的に中心となって学校外における学習機会の確保を進めていく流れとなりました<sup>6</sup>。そうした現在の国の支援体制における最も基本的な方針は、例えば令和元年に発表された「不登校児童生徒に対する支援の在り方について(通知)」(以下「通知」と呼称)の中に示されています。

通知の第1節「不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方」を見ると、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す<sup>7</sup>こと、また「不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意する<sup>8</sup>」ことが謳われており<sup>7</sup>、これが国の不登校支援における基本理念であることが分かります<sup>8</sup>。こうした理念の下で各学校は不登校状態にある生徒に対応していくこととなりますが、一方で上のような方針に基づく「不登校支援」を実施していく上で通知が中核として位置付けているのは、各自治体の教育委員会が設置する教育支援センターです。

教育支援センター事業は当初「適応指導教室」という名称で開始され、生徒の学校復帰(適応)に向けた指導を行う「教室」という位置付けでしたが、機能の拡充や先述の不登校支援に対する意識変化などを経て現在の体制となりました。現在、文部科学省は先の教育機会確保法に基づき、有償の民間のフリースクール等に代えて無償で支援を提供する教育支援センターの設置を進めています<sup>9</sup>。教育支援センターへの通所や体験学習への参加は「指導要録上の登校日数」にカウントされ、実質的に公教育の枠組みにおける学校に通えない生徒の“次”の受け入れ先として機能しています。

## ・支援制度の実相

このように、現在の「不登校支援制度」は理念的な面においても具体的な支援策の面においても徐々に充実したものになりつつあると言えます。しかし、例えば自身も不登校経験を持つ研究者である樋口くみ子が指摘するように、教育支援センターの設置を含む各自治体の不登校支援体制の整備はあくまで目下進行中であり、その進捗には明白な差が存在

---

<sup>6</sup> 相馬誠一「第11章 これからの不登校とその支援」、伊藤美奈子編著『不登校の理解と支援のためのハンドブック』(ミネルヴァ書房、2022年、263頁)。

<sup>7</sup> 文部科学省「「不登校児童生徒に対する支援の在り方について(通知)」令和元年10月25日」(2019年)。

<sup>8</sup> 不登校に関わる議論の展開を辿ると、こうした文部科学省の柔軟な態度は「登校拒否は(精神疾患や他の特殊な事態ではなく)どの子どもにも起こりうる」とした92年の報告「登校拒否(不登校)問題について：児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して」に端を発している。

<sup>9</sup> 樋口、2020。

しています<sup>10</sup>。

特に、教育支援センターについては、その活動の「制度化」（自治体が定める条例等に基づく活動内容の定式化）の程度によって、教育支援センターが提供する「支援」の性質そのものが大きく異なっていることが報告されています<sup>11</sup>。現状、文部科学省は教育支援センターの設置を推進する一方でその具体的な設置基準などを明確にしておらず<sup>12</sup>、結果として緩やかな定義の下で多様な支援が展開されていることが（少なくとも現時点での）教育支援センターの特徴です。

樋口(2016)によれば、教育支援センターに勤務している退職教員や専門資格を持つスタッフなどの指導員たちは「自由采配が学校より大きい」環境の中で「過去の経験をもとに日々の支援を構築していく」傾向にあります。ここで言われる「過去の経験」とは、彼ら一人一人が有するこれまでの子どもたちとの具体的関わりの「経験」に他なりません。

このような事実からは、構築過程の途上にある未完成な「制度」の空白地帯で、むしろ不登校の子どもたちと支援の側に立つ大人たちとが豊かな関わり合いを営むことが可能となっている状況が見て取れます。私自身、不登校を経験する中で、そうした生の人間関係の中で差し伸べられた手に救われてきたという実感がありました。

## 2 私的経験としての不登校

### ・不登校の初期段階

ここまで、文部科学省の不登校支援制度の内容や、それが実態において未完成であること、それゆえに可能となっている「支援」の形があることなどについて述べてきました。そして、自治体ごとに制度の整備状況が異なる以上、その下に行われている「支援」の実像を俯瞰的に把握することは現状では困難となっています。そこで、これ以降は私の個人的な経験を例として、実体を伴った一つの具体的・個別の実例としての「不登校」と、そこにあった「支援」について述べてみたいと思います。

私は、中学時代を長崎県の県庁所在地である長崎市で過ごし、市内の公立中学校に在籍していました。従って、これから触れる私自身の経験としての「不登校支援」は、主に長崎市におけるそれということになります。

私が不登校になったのは中学1年生の後半の時期でした。その背景について簡単に述べると、当時は一人っ子の私が小学6年生で父を亡くしてから1年ほどが経過した頃であり、気持ちの整理がほとんどつかないまま慣れない中学生活に適応する努力をしている状

---

<sup>10</sup> 樋口, 2016.

<sup>11</sup> 樋口, 2020 (前掲).

<sup>12</sup> 文部科学省の教育支援センターの設置基準については「不登校児童生徒に対する支援の在り方について(通知)」(2019年)の付属文書「教育支援センターガイドライン」が最新と思われるが、あくまでこれも「試案」にとどまっている。

況でした。

学校へ行き、授業を受け、部活動をして帰るといった一定に保たれたリズムが崩壊したきっかけは、些細なことが原因で体育教師に同級生の前で叱られたことです。つまらないことで叱られたということと、それが衆目に晒されたということに動揺した私は、「取り返しのつかないミスをした」という感覚を抱き、やがて学校を欠席するようになりました<sup>13</sup>。

私が登校しなくなったことで母が一番初めに頼ったのは担任の N 先生であり、彼女は長崎市で教育支援センター業務を行なっている「教育研究所」という機関を母に紹介しました。教育研究所は「ひかり教室」という不登校児童生徒向け教室を運営していましたが、私が通所を拒否したため支援を受けることはありませんでした。

その後、母は市内の（民間含む）様々な機関を訪ねて相談に乗ってもらいましたが、目ぼしい解決策は見つかりませんでした。その後、母は最終的に、最初に訪れた教育研究所が実施しているメンタフレンドプログラム（現在は廃止）を利用することを決めました。

#### ・メンタフレンド

母が外に出て支援団体を回っている間、私は昼夜を問わずひたすら自宅に籠る生活を送っていました。学校の先生方は（恐らく先の事情を把握していたこともあり）親身になって対応して下さい、担任ではない先生方や教頭、校長も含め、常に関わりを持ち続けて下さいました。しかし、当時の私にとって、そうした「先生方」の心遣いやその他の「支援機関」の支援を受け取ることは、自己の犯した失態を確認する行為でしかありませんでした。

そんな中で我が家にやってきたのは「メンタフレンド」として教育研究所から派遣されてきた「O さん」です。彼女は少なくとも私にとっては「先生」や「専門家」ではない、言わば学校とは“別口”の人物でした。

実際、O さんが私と母にしてくれた「支援」には専門的な側面はほとんどありません（彼女は学生や元教師などではありませんでした）。私が面会を拒否して部屋にいる間、彼女は母の相談に乗って励ましてくれていました。私が気を許して会うようになると、生活圏が被っていたこともあり深夜に母と私をボウリングに連れ出してくれたりもしました。

O さんとのこのような個人的な関わり合いは、明らかに O さん自身の職務の範疇を逸脱したものであるだけでなく、恐らくは「教育研究所」の内部規定にも違反するものです<sup>14</sup>。

---

<sup>13</sup> 筆者の例に適合するかは検討を要するが、心理学・精神医学における不登校分析においては過剰に環境に適応しようとして「息切れ」を起こす過剰適応型不登校と呼ばれる類型が存在する（齊藤, 2016 ほか）。

<sup>14</sup> 例えば、日本社会福祉士会が定める「社会福祉士の行動規範」には、2021 年までクライアントとの「私的関係」を禁じる条文が存在した（現在は表現を変更）。また、社会福祉法人などの事業所においては通常、ガイドライン制定を通して法令遵守、サービスの標

そうした意味では、彼女の行為は「支援」を論じていく上で肯定できるもの、参考となるものではないのかもしれませんが。

しかし、Oさんとの関係は当時の私にとって、自己の心理的負荷の根源であった自己にとっての「公的な空間（＝学校生活）」とは別の場所で回復された他者との繋がりであり、自己の苦悩の主題から距離を置き、気持ちを休めることを可能にしてくれるものでした。こうした、言わば自己自身からの解放とも呼べる経験が、Oさん自身の「職務からの逸脱」に背中を押される形で実現したものであったことは間違いありません。

#### ・風の舎<sup>いえ</sup>

私は、Oさんとの“逸脱的な”関係を通して、自分自身の逸脱をも許容することができるようになりました。しかし、状況を受け入れることができても、それで問題自体が解決するわけではありません。

実際的に必要であったのは、遅れた勉強を取り戻す手立てと、高校進学までの道筋でした。その上、それは当時の私にとって、「公的な空間」に出て行く前に何らかの私的な形で準備される必要があるものでした。

こうした状況の転機となったのは、母が長崎ウエスレヤン大学（長崎県諫早市の福祉系大学）の市民向け死生学講座の受講を始めたことです。講師の内村公義氏は同大学の名誉教授で、NPOを立ち上げて「風の舎<sup>いえ</sup>」という名称の“相談室”を運営していました。

私は最終的にそこで学習支援を受けることになり、電車で週に数度通い勉強を教わる生活に入りましたが、今でも強く印象に残っていることがあります。それは、風の舎に相談に訪れていた大人たちと同じように、お茶とお菓子でもてなして頂いたことです。風の舎を訪れるのは主に精神や身体に障がいを抱えた人やその家族でしたが、私は「学校に行けない」という悩みを持ち込んだ最初の“相談者”でした。

私は、風の舎という場所で過ごす時間を通して、生まれて初めて、子どもや中学生としてではなく、一人の悩む人間として他の人々と交わる経験を持つことができました。こうした経験から得られた苦悩の主体としてのある種の自尊心は、私がそれまでの日々の中で渴望してきたものでもありました。

### 3 制度化と支援実践

#### ・制度化が取りこぼすもの

ここまで私の個人的な体験を通して述べてきた長崎市の「不登校支援体制」は、概ね国が制度づくりを通して構想してきたモデルに沿ったものであったとすることができます。しかし、そうした公的な支援制度が、私という対象に対して言わば“設計通り”に機能す

---

準化などを図るのが普通である（『社会福祉学習双書 2 福祉サービスの組織と経営』、2022年）。

ることは殆どありませんでした。ある支援制度が機能する上ではその「支援対象（＝ここでは不登校児童生徒）」が設定されざるを得ないこと、私にとってはそうした「支援対象」へと自己が落とし込まれることがむしろ精神的苦痛の根源であったことがその最も大きな理由であったと言えます。

その結果として私が最後に行き着いたのは、特定の「対象」を想定せず、NPO という市民主体の活動形態の中で人々に居場所を提供していた「風の舎」でした。しかし、たとえ公的な制度の中にある「支援」の場であっても、支援方法の定型化や対応の画一化といった方針を取らず、実際の人間関係を基盤とする支援を重視して活動している例は数多くあります。

例えば、『月刊社会教育』（2022年6月号）に掲載された和歌山県のA型作業所「ソーシャルファームもぎたて」の事例はその一つです。同作業所のサービス管理責任者である湯浅雄偉氏は、国の方針転換によって市場競争への参入を迫られているA型作業所の現状を述べた上で、そうした中で「制度に規定された振る舞いが実践を息苦しいものにしていく」と指摘しています<sup>15</sup>。

同作業所には「みんな楽しく働きたい、という職員と仲間の共通の願い」があり、現在それは制度的な規定・規制と対立した状態にあります。先の樋口（2016）の報告には、この先教育支援センターの設置が進み、活動への行政の関与が本格化すれば、現在の環境で実現されている支援の多様性が損なわれる可能性があるとの指摘もありますが<sup>16</sup>、ここで危惧されている事態もまた「ソーシャルファームもぎたて」の事例と同様のものだと言えるでしょう。

## おわりに／ある高校生の手記

これで私からの発表を終わりますが、最後に一つ触れておきたい体験があります。この原稿の執筆中、たまたまとある高校生の手記を読ませて頂く機会がありました。彼女にも不登校の時期がありました。しかし、彼女にとっての真の問題はそれよりも遥かに深いところにありました。

最も印象深かったのは「おもちゃの教室」という言葉に続く「なぜアタリマエができない？」という彼女の自問です。学校とはまさにある面で実社会に似せた「おもちゃ」であって、そこで繰り返される「アタリマエ」の日常は一つの茶番劇に過ぎないのかもしれない、しかし、その茶番が演じられないことこそが自分の負ったスティグマである——彼女はそうした事柄をその鋭い感性で的確に捉えているように見えました。

様々な支援の「対象」とは本来、特定の条件に符合する「対象者」ではなく、様々な想

---

<sup>15</sup> 湯浅雄偉「人と人との繋がりの中から、制度を問い直す」、『月刊社会教育』（2022年6月号、27-31頁）。

<sup>16</sup> 樋口、2016（前掲）。



いを抱えた「人間」です。こうした認識を根底に据えた時、規定や規制として現れる「制度」からの逸脱や、その空白が持ち得る意味といった視点が現場の支援者や当事者の中から実感と共に生じてくるのだと思われます。

言うまでもなく、組織立った「支援」には大きな意義があります。しかし、その中だけでは捉えきれない、一つの人生の〈重み〉のようなものに出会う時、同じく人生を歩む者としてそれに応じていく姿勢が求められるのではないのでしょうか。

## 引用・参考文献一覧

伊藤美奈子（編著）『不登校の理解と支援のためのハンドブック』（ミネルヴァ書房、2022年）。

齊藤万比古『[増補] 不登校の児童・思春期精神医学』（金剛出版、2016年）。

齊藤道夫『治したくない ひがし町診療所の日々』（みすず書房、2020年）。

『社会福祉学習双書』編集委員会『社会福祉学習双書 2 福祉サービスの組織と経営』（全国社会福祉協議会、2022年）。

日本社会福祉士会「日本社会福祉士会の倫理綱領・行動規範」

(<https://www.jacsw.or.jp/citizens/rinrikoryo/>) 2022年10月4日最終閲覧。

樋口くみ子「適応指導教室とはいかなる空間か—<卒業生>の語りを中心に」、『大阪経済法科大学論集 115号』（大阪経済法科大学経法学会、2020年、63-81頁）。

——「教育支援センター（適応指導教室）の「整備」政策をめぐる課題と展望」、『〈教育と社会〉研究 第26号』（一橋大学〈教育と社会〉研究会、2016年、23-34頁）。

文部科学省「不登校児童生徒に対する支援の在り方について（通知）」令和元年10月25日、([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm)) 2022年10月4日最終閲覧。

——「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等指導上の諸課題に関する調査結果について」（文部科学省、2019年）、

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm)) 2022年10月4日最終閲覧。

——「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」（文部科学省、2016年）、

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tyousa/1360614.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tyousa/1360614.htm)) 2022年10月4日最終閲覧。

湯浅雄偉「人と人との繋がりの中から、制度を問い直す」、『月刊社会教育』（2022年6月号）。

(ろくごう・そうし)